

いわて 公益法人だより



臨時号
(R7年6月発行)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	P1
制度改革の全体像について	P2
中期的収支均衡について(公益法人)	P3～5

【事務局からのお知らせ】

3月決算の法人の場合、令和6年度定期報告書類の提出期限は令和7年6月30日(月)です。
公益法人においては「事業報告書」、移行法人においては「公益目的支出計画実施報告書」の提出が必要です。
なお、今般の制度改革により、行政庁に提出された「財産目録等」に当たる書類は全てそのまま公表されますので、不要な個人情報の記載がないか等、十分に御確認ください。

公益法人制度に関する問い合わせについては、内閣府が電話相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。
TEL:03-5403-9669 (平日10時～16時45分)

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。

今回は「中期的収支均衡」に関する事項をお知らせします。

来月以降も、その他の事項を順次お知らせしていく予定です。

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件 等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・収益事業等の変更の届出化	・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化	・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表	・開示情報の充実	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務諸表における情報開示の充実	・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・区分経理の原則義務付け	・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・「わかりやすい財務諸表」への見直し	・区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・法人の責務、国による支援 ・外部理事・監事 ・ガバナンス取組の事業報告記載	・外部理事（小規模法人特例の範囲） ・会計監査人の必置範囲拡大	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・監督の考え方の明確化 ・定期的・網羅的な立入検査の見直し		・立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・公益法人DX ・広報・啓発・法人等との対話

中期的収支均衡について(1)

公益法人においては、令和7年4月1日以降に開始する事業年度から、収支均衡の判定は、単年度ではなく中期的期間で行うこととなります。

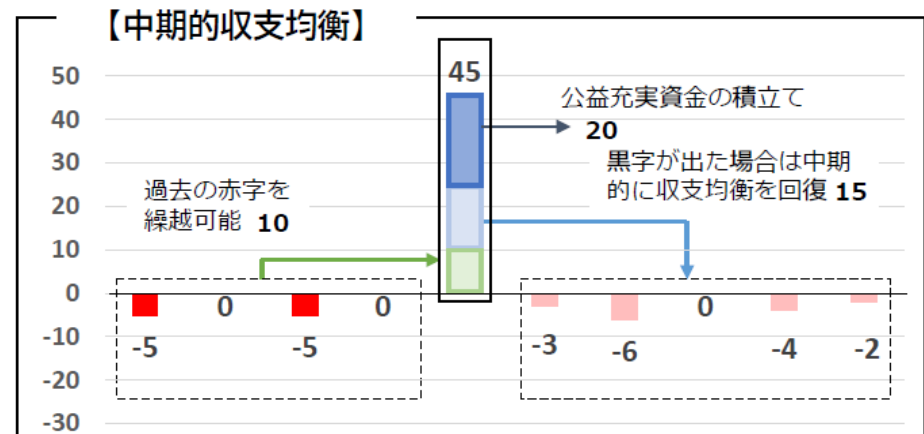
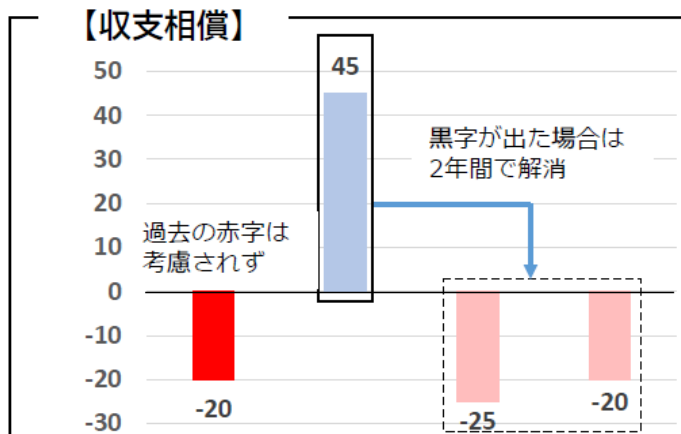
現行

- ・公益目的事業に係る当該事業年度の収入と費用を比較し、費用を超える収入を得てはならない(収支相償)。
- ・各公益目的事業別(第一段階)、公益目的事業全体(第二段階)の二段階で収支相償を判定。
- ・黒字の場合、翌年度又は翌々年度に事業の拡大等により解消した場合、当該事業年度の収支相償は満たされたものとする。公益目的保有財産の取得等についても黒字の解消策として認められている。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・収支相償を中期的収支均衡に見直し。公益目的事業に係る当該事業年度の経常収支を基本とした収入と費用を比較し、黒字(剰余額)がある場合には、過去の赤字(欠損額)と通算。収支の比較は、公益目的事業全体で行う。
- ・過去の欠損額との通算を行ってなお剰余額が残る場合には、公益目的保有財産の取得等により解消するほか、翌事業年度以降に事業を拡大して解消。剰余額の発生から5年間を経過した剰余額が残っている場合、中期的収支均衡を欠くものと判定。



中期的収支均衡について(2)

4月1日～3月31日までが事業年度の法人の場合、令和8年3月31日時点の決算で赤字があった場合に、その赤字を翌事業年度以降の黒字と通算することが可能です。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
↓各事業年度における 通算後の額(翌事業年 度への繰り越し額)											
R7	-1,000,000										
R8	-500,000	0									
R9	-500,000	0	-500,000								
R10	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R11		0	-500,000	-500,000	-500,000						
R12		0	0	0	0	2,000,000					
R13			0	0	0	1,500,000	0				
R14				0	0	1,500,000	0	0			
R15					0	1,400,000	0	0	0		
R16						900,000	0	0	0	0	
R17						400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算し黒字を解消

過去四年間の赤字を通算可能。
R12であればR8～11分まで通算可

100万円は公益目的保有財産
の取得で解消

発生から5年経過した黒字が存在。
中期的収支均衡が図られていないと判定

中期的収支均衡について(3)

旧制度(収支相償)における黒字については、旧制度の取扱いに沿って解消する必要があります。したがって、令和6年度決算における黒字は、令和8年度(発生から2年間)までに解消することとなります。

公益認定等ガイドライン(令和6年12月改訂)第5章第1節第1(2)④

「ウ 旧制度において生じた剰余金の取扱いについて(認定規則附則第2項)」から抜粋

- ・ 中期的収支均衡への移行に際し、解消されないままの剰余金が残っている法人が存在することが想定されるが、当該剰余金は旧制度の取扱いに沿って解消される必要がある。したがって、施行日以後に開始する最初の事業年度(新制度適用初年度)において、従来の収支相償の下で解消されずに残っている剰余金がある場合には、年度欠損額があればまず年度欠損額と当該剰余金とを通算し(複数事業年度の剰余金がある場合には古い事業年度のものから通算する)、通算後の額を当該事業年度の年度欠損額とする。
- ・ 剰余金を、公益目的保有財産の取得又は改良に充てることで解消することもできる。さらに、事業の性質上特に必要がある場合には、剰余金について個別の事情について案件毎に判断する。